

改 正 案	現 行
<p>（申請中死亡者に係る決定の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一</p> <p>二 申請者が申請中死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであるときは、申請者と申請中死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本及び申請者が申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類</p> <p>三・四（略）</p> <p>（医療費の請求）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一・二</p> <p>三 認定疾病（認定前にあつては、認定の申請に係る疾病。第十四条第一項第三号を除き、以下同じ。）の名称</p> <p>四 認定疾病に係る療養を開始した日</p> <p>五〇八（略）</p> <p>2 前項第四号から第六号までに掲げる事項については、医師その他の診</p>	<p>（申請中死亡者に係る決定の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一</p> <p>二 申請者が申請中死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものであるときは、申請者と申請中死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本</p> <p>三・四（略）</p> <p>（医療費の請求）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 認定疾病（認定前にあつては、認定の申請に係る疾病）の名称</p> <p>四〇七（略）</p> <p>2 前項第四号及び第五号に掲げる事項については、医師その他の診療、</p>

療、薬剤の支給又は手当を行った者の証明を受けなければならない。ただし、移送に要した費用の額については、この限りでない。

3 第一項第六号の額が移送に要した費用の額を含むものであるときは、当該費用の額を証明することができる書類を、同項の請求書に添えなければならない。

(療養手当の請求)

第十三条 (略)

一・二 (略)

三 認定疾病の名称

(葬祭料の請求)

第十六条 (略)

一 死亡した被認定者又は申請中死亡者の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者又は申請中死亡者との関係

三・四 (略)

五 被認定者又は申請中死亡者の死亡年月日

2 (略)

一 被認定者又は申請中死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類

二 請求者が死亡した被認定者又は申請中死亡者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類

薬剤の支給又は手当を行った者の証明を受けなければならない。ただし、移送に要した費用の額については、この限りでない。

3 第一項第五号の額が移送に要した費用の額を含むものであるときは、当該費用の額を証明することができる書類を、同項の請求書に添えなければならない。

(療養手当の請求)

第十三条 (略)

一・二 (略)

三 認定疾病(認定前にあつては、認定の申請に係る疾病)の名称

(葬祭料の請求)

第十六条 (略)

一 死亡した被認定者の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者との関係

三・四 (略)

五 被認定者の死亡年月日

2 (略)

一 被認定者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類

二 請求者が死亡した被認定者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類

(施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求)

第十七条 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料(以下「特別遺族弔慰金等」という。)のうち、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して法の施行の日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)に係るものの支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 施行前死亡者の氏名、性別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡の当時有していた住所

二 四 (略)

2 (略)

(未申請死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求)

第十七条の二 特別遺族弔慰金等のうち、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に関し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して法の施行の日以後に死亡した者(以下「未申請死亡者」という。)に係るものの支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 未申請死亡者の氏名、性別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡の当時有していた住所

二 請求に係る疾病の名称

三 未申請死亡者が死亡の当時日本国内に住所を有していなかったときは、日本国内に住所を有していた期間

(特別遺族弔慰金等の請求)

第十七条 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一 日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して法の施行の日前に死亡した者(以下「施行前死亡者」という。)の氏名、性別、生年月日及び死亡年月日並びに死亡の当時有していた住所

二 四 (略)

2 (略)

(新設)

四 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに未申請死亡者との身分関係

2 前項の請求書には、次に掲げる書類その他の資料を添えなければならぬ。

一 未申請死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに請求に係る疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類

二 請求に係る疾病にかかっていたことを証明することができる医師の診断書その他の資料

三 請求に係る疾病が気管支又は肺の悪性新生物であるときは、石綿を吸入することにより当該疾病にかかったことを証明することができる資料

四 請求者と未申請死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

五 請求者が未申請死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

六 請求者が未申請死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

(救済給付調整金の請求)

第十八条 (略)

一 死亡した被認定者又は申請中死亡者の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者

(救済給付調整金の請求)

第十八条 (略)

一 死亡した被認定者の氏名、性別、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 請求者の氏名、性別、生年月日及び住所並びに死亡した被認定者と

又は申請中死亡者との身分関係

三・四 (略)

五 被認定者又は申請中死亡者の死亡年月日

2 (略)

一 被認定者又は申請中死亡者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類

二 請求者と被認定者又は申請中死亡者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三 請求者が被認定者又は申請中死亡者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 請求者が被認定者又は申請中死亡者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

の身分関係

三・四 (略)

五 被認定者の死亡年月日

2 (略)

一 被認定者の死亡の事実及び死亡年月日並びに認定疾病に起因して死亡したことを証明することができる書類

二 請求者と被認定者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

三 請求者が被認定者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

四 請求者が被認定者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類